

令和6年6月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(令和6年度6月補正予算等関係)

警 察 本 部

令和6年6月定例会議案説明資料目次

【予算関係以外】

(議案)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
第6号	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	警務課	3

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	令和5年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	会計課	5
第3号	令和5年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について	会計課	6

条例名等	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 勤務の特殊性についての状況に鑑み、警察職員に支給する特殊勤務手当について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 災害応急手当の支給要件を見直すとともに、大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合の支給額を1日につき1,080円（現行 840円）に引き上げる。</p> <p>(2) 災害応急手当に係る併給の禁止について所要の改正を行う。</p> <p>(3) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、公布の日とし、改正後の条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(災害応急手当)</p> <p>第18条 災害応急手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業に従事したとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号及び第4号の作業</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 大規模な災害として人事委員会が定める災害に係るもの 1,080円</p> <p style="padding-left: 2em;">イ ア以外のもの 840円</p> <p>3 略</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第26条 同一の日において、次に掲げる手当が支給される作業のうち2以上の作業に従事した場合にあっては、これらの作業に係る手当のうち手当の額が最も高いもの（これらの手当の額が同額である場合にあってはこれらの手当のいずれか、手当の額が最も高いものが2以上ある場合にあっては当該手当の額が最も高いもののいずれかとする。）のみを支給する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 災害応急手当（第18条第1項第2号に該当することにより支給されるものを除く。）</p> <p>(10)～(12) 略</p>	<p>(災害応急手当)</p> <p>第18条 災害応急手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事したとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号及び第4号の作業 840円</p> <p>3 略</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第26条 同一の日において、次に掲げる手当が支給される作業のうち2以上の作業に従事した場合にあっては、これらの作業に係る手当のうち手当の額が最も高いもの（これらの手当の額が同額である場合にあってはこれらの手当のいずれか、手当の額が最も高いものが2以上ある場合にあっては当該手当の額が最も高いもののいずれかとする。）のみを支給する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 災害応急手当（第18条第1項第1号に該当することにより支給されるものに限る。）</p> <p>(10)～(12) 略</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年1月1日から適用する。

(手当の内払)

2 新条例の規定を適用する場合においては、改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、新条例の規定による手当の内払とみなす。

令和5年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

警察本部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源				
						国 支 出	庫 金	分 担 金 及 び 金 担	そ の 他	
9 警察費	2 警察活動費	交通安全施設整備費	円 1,302,543,000	円 78,760,000	円	円	円	円	円	円 78,760,000
計			1,302,543,000	78,760,000						78,760,000

令和5年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書

警 察 本 部

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国庫 支出金	その他	地方債		
9 警察費	2 警察活動費	装備費	円 179,410,000	円 179,410,000	円 179,410,000	円 179,410,000	円	円	円	円	円 179,410,000	ロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢等の影響から、ヘリコプターの修理のための部品に世界的な供給不足が発生しており、部品調達に遅れが生じたため、年度内の事業完了が困難となったもの。	
計			179,410,000	179,410,000		179,410,000					179,410,000		